

成島信遍年譜稿（十九）

久保田 啓 一

【キーワード】成島信遍、道筑、錦江、幕府書物方日記、坂倉九郎次、坂倉源次郎伊教、徳川吉宗隠退

延享二年 乙丑 一七四五 五十七歳

（承前）

○ 四月十六日、小性土岐左兵衛佐朝直より「年数考」を受け取って書物方に返却し、同書に月数を書き加えるようにとの左兵衛佐の指示を取り継ぐ。
（『幕府書物方日記』十八）

当二月十日頼母仕立被差出候年数考一冊、道筑ヲ以左兵衛佐被相渡候。右者年表計ニて月数無之候間、年表之外二月数書加候様ニ、頼母え可申達由也。則書送り致置候。

土岐左兵衛佐が書物奉行川口頼母に「和書記録目録」四十二部の抜書を渡し、その年代の考証を指示したのが、この年正月四日であった。頼母は二月十日に考証の成果を「年数考」として左兵衛佐に提

出する。そこにさらに月数を書き加えるようにと、左兵衛佐から受け取った「年数考」を差替詰番の奉行深見新兵衛に渡しがてら、信遍は頼母への指示を伝えた。

○ 六月二十五日、小性目賀田長門守成からの「三才図会」の修復を急ぐようにとの指示を御書物方に書面で伝える。
（『幕府書物方日記』十八）

成島道筑より来書、目賀田長州被申渡候由、三才図会御修覆之義、少々相急ギ候様との義ニ候、得其意候旨、返書遣し候。尤、右御書物少々急ギ御修覆可致旨、細工人へ申渡させ候。

六月二十一日に土岐左兵衛佐から、「三才図会^全」百六十冊 一箇の表紙修復の指示とともに現物が御書物方に下されている。書物方では書肆出雲寺から細工人を雇って作業に従事させたが、それを

少々急がせよとの指令が長門守から下った。信遍がその旨書面で伝えたとの経緯を物語る一条である。

○ 六月二十六日、深見新兵衛より、「三才図会」の修復を七月十日頃までに終了させるとの方針を伝えられる。

〔幕府書物方日記〕 十八

三才図（念）絵御修復之儀、来月十日時分迄何とぞ出来候様二可致旨、道筑え申達候。心得申候由二候。

吉宗とその側近達がいかに「三才図会」の修復を急がせたかったかを窺わせる。その理由は不明だが、吉宗が近いうちの隠居を決意していたとすれば、その前に処理させるつもりがあったのかもしれない。

○ 夏、「真甫翁遺草の序」〔『全集』巻五〕を記す。

延享二年の立秋は七月九日ゆえ、それより前とは限定できるもの、漠然と季節のみの立項にとどめる。まずは本文の提出から。

真甫翁遺草の序

此しふは真甫の翁がよめる歌なり。坂倉九郎次、のち入道して此名をなんよびし。常に有為の念を観じて、みをやうなきも

のにす。家刀自をも具せず。なべてよのちりを出る心なんふか、りける。よて世にか、づらふかた心ともせず。うちものいひたるも放下づき、ひたふるに世ばなれたる人のさまなるが、陶淵明・劉伶の愛せし情をこのみ、世人のむさぼるみちにはいと氣どをくあるものから、此道にふけるこゝろ浅からずして、月雪のながめ花鶯をめで、かの円居上人の佛をしのぶに似たり。連阿みだぶと聞えしのりの師なん、すけるかたにつけてことに廬山の交り浅からずものせし。さればよめるうた棟にみち牛に汗するばかりありしかど、よをうんじたる心ならひに、もしほ草かきとゞむるもなく、秋のこのは風のさそへるに任せて、おほやううせぬ。

はじめは通もち卿・実陰の卿に此みちのしるべをうけ給はりきとなん。基香の卿に入木の道をもうかゞひまいらせ、鳥のあとといつくしうするものから、さのみこれをもしふせず、かきをけるものおほからず。ほいとげて後はひたふるに此みちのみを朝な夕なのつとめとしぬ。そのとき為久卿につきてものせしほどに、同社のよしみをもて、おりにふれてはおなじく点をうけまいらせ、かちまけをもまれくあらそひ侍りしが、五十あまりにしてはかなくうせぬ。

そのおいなる、伊教となんいへりける。聖のみちをしたひ、もろこし文に心をいれ、まめだちたるほんしやうによて、かのきはのことも、子なるもの、すなるさまにとりばかり、なき跡

にのこれることのは、ふばこのかたはし、もの、ほん、こども
のうちよりもとめいでたれど、えらめるかたにはあらで、はか
なきすさびのみぞおほかるべき。たゞかの蜜雪の志をつぎ、風
雅のあとをよにとゞめばやの心浅からぬあまり、つたなき筆に
そのことぐさをしるしつくべきせめしはくくなるま、むかし
はつかにみもし聞もしけるさま、かくのばへ侍るにこそ。

延享二とせの夏 寂然居士源の信遍しるす

文中に語られる真甫翁こと坂倉九郎次の事蹟は、中院通茂や武者
小路実陰に和歌を、園基香に書を学び、連阿とも交流を持つなど、
ひたすら文雅の素養の高さが強調される。冷泉為久の門に入つてか
らは信遍とも同門のよしみで点取和歌の成績を競うなどしたとい
う。隠居前の職務を推測させる手掛かりは、「伊教となんいへりける」
甥がいたという事実である。伊教なら、金座年寄の坂倉源次郎伊教
のことで、信遍の門人にして信遍の言行を記録した『書紳遺言』の
著者としてすでに言及したことがある（拙稿「成島信遍年譜稿
（十八）」、『広島大学大学院文学研究科論集』七八巻、二〇一八年
一二月）。金座関係者であれば、小判師坂倉九郎次以外には考えら
れない（西脇康氏校訂・補編『書信館出版貨幣叢書1 対読吾職秘
鑑』（書信館出版、二〇〇一年七月）参照）。諱が不明なので何代目
かは明らかにし得ないが、金座の実務家にこれ程の文事志向が認め
られることは意外というほかなく、甥の伊教が信遍門に入ったのも

九郎次から影響を受けた故とするのが妥当であろう。文芸とは無縁
に見える人々を和漢の学芸に自然と呼び込む信遍の力量を見る。

○ 七月七日、老中松平左近将監兼邑より吉宗隠居が公表される。
これに先立ち「ありのすさび 土佐のかみどのにたてまつりける
ことば」（『全集』巻二）を記す。

「有徳院殿御実紀」巻六二、延享二年七月七日条に「三家、并に
家門、溜詰、普第の衆、雁の間詰へ、松平左近将監兼邑内々の御旨
を伝へしは、御所や、御齡もかさね給ひ、右大将殿御年も長じ給ふ
をもて、近きほどに両城御移替あるべしとなり。」（『新訂増補国史
大系 徳川実紀 第九篇』一二六頁）とあるように、吉宗の退隠は
松平乗邑によってこの日公表された。信遍の「ありのすさび 土佐
のかみどのにたてまつりけること葉」は、恐らく公表前の、幕臣の
間で喧しく噂されていた頃に書かれたものかと思われる。「土佐の
かみ」は小性小堀土佐守政方で、吉宗の側近の一人である。

ありのすさび 土佐のかみどのにたてまつりけること葉
上にありては下のこと聞へあげがたく、下にしては上のこと
もれ聞えやすし。それとうかゞひしる事、影のかたちにしたが
ふがごとく侍るは、なべて世のことはりなるべし。さればひじ
りのきみ、もはら翦堯のことをきかせ給ひ、ことこの葉をふさは

しとこそせさせ給ふめれ。あしたづさはにければ其声あまつそらに聞ゆといふも、其ことはりをやのべ侍りけんかし。

こぞのころより、ちまたの説に、とをからで御とのうつりましますと、たれいふともなくさ、めきあへりし。この比となりて、はたしてうちく其御さたいちしるくぞ聞ふる。

これを思へば、上につ、ませ給ふ御事はいちはやく下にはしる事にこそ。あるはしりてもいひ出ぬは、人々みをつ、しめる故のみなり。驪山宮のさ、めぐと、たれ伝ふとなく今に留り、世々のみかどのおもほしをくことども、文史に見るさまにしるせるを見れば、さもありません。

されど好事は門を出ず、悪きことは千さとはしるとなん。あやにくなる人の世也。享保の御比は、大小の事いささかもつ、ませ給ふといふ事もなく、下はみなとくするもの也とおほせ言ありしとかや。いともかしこき御ことなり。

さても御とのうつりにつきては、下がしにもさまぐいひの、しることも聞ゆるが中に、いと心うきこともいひささぐめり。あまのさえづりどもをかいつらねてたてまつるになん。

さてもはじめえらばれおはしまして御世をうちくうしろみ聞えさせ給ひしことは、むかしの御世のこと何くれとしりわき給へれば、萬の事むかしの風にかへり、との、うちたへたるうるはしきすがたにもうつりゆかむと、皆人心をかたぶけ、めをそばだて、まちたるに、さはあらで、下さまのこと聞えあげず、

ひたぶるにすほくものつ、みせる風にうつり、萬さきにあらぬすがたにのみ日にそひうつり、やごとなき御めぐみもへだ、りて、との、うち何となくすさまじう、春の日よりの雲にくれぬるさまになりぬ。

かくて御世しろしめしても、花さくはるのむかしの色かはいかにかあらんなど、中しもうめくもおほかり。是はうけさせおはします所ありて心のゆくま、にもえさせ給はぬをと、しれる人の口うしろごと申を、いかゞふせがん。

いでや、いまのあめのしたのまつりごときかせ給ふことは、今あらためはじめせ給ふにあらず。慶長より基ひさせ給ひて、御二つぎ御三つぎの間にさだまりきたれば、御国のはじめよりのこと聞しめしあげさせ給ひ、諸の臣民を撫育ましましてこそ、はかりなき世の人はあふぎかしづき奉るべきなれば、その事入たち、うらもなくしろしめし、唐日のもとのむかしの事、祖宗の御掟につかせ給はん事、中しもの人はねがはしと誰もく思ひおれば、其御時の事、書つたへ、いひも伝へし古事を御らんじ、御たづねもありて、御政の根ざしともせさせ給はんこそ、人の心にしたがふめでたき道ならめ。是をとぢふさがれて侍る事、諸の下の心なにとなくそむき奉るやうにさ、やきぬ。うちく申あげさせ給はんこそ国のためなるべけれ、公に合はとて其儘にあらせ給はんは、いかゞやあらん。

天下は一人にて治むべからず、萬類をめぐみましますをなむ、

おほ君のみありさまとあふぎ奉らんを、上下の心へだ、り奉しは、よからぬ事こそ出来ぬべきと、つゞしり申もあり。はゞかりの関のはゞかりある事ながら、うけ給はりては老のこゝろをやましむる事一方ならず。

御世しろしめす時となりては、今の御ありさまにはあらざらんか。としごろ御をしこめてわたらせ給へば、いかなるみ心にかわたらせ給はん。しかあらば、享保の御掟ひたぶるおもしろをかせ給ふ事、あらたまるべきもいざしらず。さもおはしまさば、ありしにあらぬおほんひかりことかはり、俄のやうに侍らんには、あらかじめその御掟もおほしをくやしがるべからんものを、一たんにはことごとこほるかたもありぬべし。たとへさにおはしまさずとも、いたり深きみよの御掟の御もよほしなるべきを、御おも、ちにおそれていひもいづる人なきこそほいなければ。しばゝかまびすしういひの、しるもあり。又むねつづれぬ。

かうやうの事は、上にましますきはこそやすからぬものにはあれ、億兆のともにみれば也。聡明にあらせ給へば、みなしりわき、みきかせ給はんかし。下にありてさしこえたりと御らんぜさすらんものから、さすがみづかきの久しき世より見奉りまいらせ、浅からぬあわれみをかけさせ給へば、はかなきことゝももこれかれに照しみそなはさんれうにもやと、恐れみかしこみ申しづるになん。老ひがみて幾ほどの身かは。ありのすさみ

のにくませ給はで、聞をかせ給はれかし。あなかしこ。

去年から吉宗の隠居の可能性が幕臣の間で取り沙汰され、家重が將軍職を継承することに何となく不安を覚える向きも多かつたらしい。もし隠居が事実として計画されているのであれば、隠し立てせず、きちんと公表すべきなのに、それが成されていない。下々に情報を取って流さないのは、「享保の御掟」即ち吉宗の治世のあり方に悖る。信遍の批判を一言で纏めれば以上となる。「としごろ御をしこめてわたらせ給へば、いかなるみ心にかわたらせ給はん。」との言は、城中深く閉じ籠って近臣以外には心中を示そうとしない家重への不信・不満が幕臣たちに深く浸透していたことの反映であろう。吉宗が名君であったからこそ、彼の退場と継承の内実が見えないことに幕臣たちが苛立つのも無理はなかった。

御書物方との連絡役として信遍とは密接に公務上の関係を結んでいた小堀政方は、幕臣歌人としても信遍と同じ文化圏に所属する。公私ともに気心の知れた上司であった。それだけにこのような率直な意見を呈上することも可能だったのであろう。身分の上下を問わず相手への配慮を欠かさない、人徳溢れる対応を常とする信遍にしては珍しく、厳しい口調で事態の深刻さを訴える文面となっている。

○ 七月十二日、御小納戸より下つていた書物の返上につき、書物奉行川口頼母と打ち合わせる。また、側衆巨勢縫殿頭至信より預

かった「六家集」以下の書籍を川口頼母へ返却する。

(『幕府書物方日記』十八)

先達而被仰付候和書記録年月考、四捨一部一冊・八部一冊、左兵衛佐え差出之候処、受取被申候。依之、道筑内意二付、先達而考御用見合之ため正月十二日下り候三拾貳部・四月廿五下り候八部・五月十五日二下り候玉海類五部一箇、不残致返上之候。

右御小納戸御本之外、園太曆一部、是ハ亥ノ閏四月十五日上り有之、此度見合之ため左兵衛佐より被相下ゲ、御側衆へ御届ケ不申候故、是又、致返上之。

右、返上之御書物、道筑へ対談、委細口演相済申候。

(中略)

縫殿頭殿、道筑ヲ以左之通御下ゲ被成、受取之、元番へ納之。御書物ニ差札有之候。其儘差置候様ニ道筑申聞候。

丑ノ正月十二日上、

△六家集

十八冊

(後略)

七月七日の吉宗退隱の公表を受け、吉宗周辺と御書物方との間で書物の往来が激増する。吉宗御手許の書籍と御文庫の書籍を区別し、然るべく片づけるといふ膨大な作業が開始されるのである。その最初がこの日の記事となる。小性の土岐や側衆の巨勢らと情報を共有

しながら作業に追われる信遍の姿が見えるかのようである。

○ 七月十三日、返却分につき、川口頼母への書面を出す。

(『幕府書物方日記』十八)

成島道筑より頼母方へ一封到来、致内見申送り候様ニ申来候ニ付、致内見、頼母方え為持遣候処、明日被罷出候由、返書ニ申来候。

この日の詰番は近藤源次郎。頼母に明日十四日の出勤を促す書面を近藤が受け取り、頼母も了解している。また、翌十四日の項には、昨日成島道筑より頼母方へ来書、土岐左兵衛佐致対談度旨ニ付、今日頼母加出したし、左兵衛佐え対談いたし候処、書付望ニ付、明後日右書付差出シ可申由、致対談置候。

とあり、信遍の依頼に従って川口頼母が土岐左兵衛佐と対面したことがわかる。

なお、ここにいう「書付」が「御文庫和書記録目録」を指すことは、七月十六日条で明らかとなるが、信遍が直接関与した事項ではないため、ここでの引用は差し控える。

○ 八月三日、側衆松平肥前守忠根より、書物の返却について信遍と申し合わせるよう、書物方に指示があり、深見新兵衛と面会する。

(『幕府書物方日記』十八)

肥前守殿被仰渡候者、段々御書物下り候間、道筑申合請取候様
二可致候。今日之分左之通御下ゲ被成候由被仰聞候間、道筑え
申達、受取之、改メ、元番え納之。

(中略)

段々御書物下り候二付、毎日詰番御殿え罷出、道筑対談、請取
可申候。若シ道筑不罷出候ハ、御書物部屋坊主衆え対談、請
取申答二、道筑え申談置候。

奥へ貸し出されていた書籍の返却に関しては、信遍の知見がどう
しても必要だったらしい。いつ、誰が借り出し、どこに配架されて
いるかを総合的に知り得たのが信遍だったからこそ、返却の実務で
は信遍の介在が不可欠だった。信遍不在の場合の代役は御書物部屋
坊主が務めることとなる。「今日之分」としては「唐書」等四部が
返却された。

○ 八月四日、「史記評林」等の書物返却に立ち会つ。また、自ら
長らく借りていた「弇州山人四部稿」も返却する。

(『幕府書物方日記』十八)

まず、「今日道筑と申談、左之通請取、元番え相納之。」として、「史
記評林」「園太暦」「元史」「十三経」「爾雅」の返却に立ち会った旨
が記される。それに続く三条は信遍と詰番近藤源次郎との遣り取り
が具体的に面白く、また好学で知られた信遍に御書物方が便宜を

図っていたことを窺わせる内容を有する。

まず一条。

右十三経之内、惣目錄一冊有之候。是者奥にて前々編集被仰付
候。則一所二入置候間、重而差上候節、又候右相添可差出由、
道筑被申聞候。

奥から編集を命ぜられた「十三経」の「惣目錄」が「十三経」返
却の際に御書物方に一緒にもたらされ、本体と合わせて保管するよ
うにとの指示が信遍によって御書物方に伝えられている。検索の便
宜に不可欠の工具書として認知された形である。

続いて二条。

左之御書物、享保二十未年十一月十五日、成島道筑拜借被致候
処、其後御用ニ而御書物部屋ニ差置候処、今度返上被致候間、
相改、元番え相納之。且又、右拝借之節之拝借証文、道筑方へ
返済申候。則道筑請取申候由返書来ル。右号え入置之。

弇州山人四部稿 六十二冊

「享保二十」が「享保十二」の誤りであることは本文校訂の注記
の通りで、享保十二年十一月十五日に信遍は、「李滄溟集」十二冊、
「李空同詩集」十冊、そして「弇州山人四部稿」六十二冊を御文庫
から借りている(拙稿「成島信遍年譜稿(五)」、『日本文学研究』
三二号、一九九六年一月)。満十八年近くも借りつ放しだったとは
大らかな話であるが、返却に当たってはきちんと手続きを進める両
者の律義さが何ともおかし。

なお、八月九日条には、四日に信遍から「弁州山人四部稿」が返却された旨の書付を深見新兵衛が松平肥前守に差し出したとの記載がある。

第三条は次の通りである。

右十三経之儀、道筑被申候は、昨日新兵衛殿え連々御修覆候様
ニ申談候へ共、是ハ近々御取懸り御修覆可然と土佐守殿も被仰
候間、左様御心得可被成と被申候。

長らく奥へ貸し出されている間に「十三経」の傷みが進んだものと思われる。小堀土佐守の意向を受けて御書物方に修復を勧めるのだが、奥での扱いが原因で傷んだとすれば、御書物方としても当惑の他なかっただろう。

○ 八月七日、「大系図」等の書物返却に立ち会う。また、八月五日に坊主衆高田道甫を介して返却された「頓医抄」が入用なのでまた差し上げるよう近藤源次郎に伝達する。さらに、側衆渋谷和泉守良信から返却された二点は松平肥前守管轄外であることを確認し、和泉守に届けを出す。
〔幕府書物方日記〕 十八

左之御書物、道筑対談、下り候ニ付、受取之、改、元番へ納之。

午六月十八日上、

△大系図

三十冊

（中略）

申四月廿八日上、

△公卿補任

五十五冊 一箱 鑰共、

外二目録一冊（是ハ奥二而御仕立之由、追而御書物方

二而表紙可申付旨、道筑申聞候而相渡候間、受取之。一

—以上割書【引用者注】

（後略）

御書物方としては、奥で作成された「公卿補任」の目録を本体と一緒に管理する旨をきちんと記録しておく必要を感じたのである。八月四日条の「十三経」の場合に類似する。

次に「頓医抄」に関わる条を掲げる。

一 昨日下り候頓医抄、今日道筑申聞候ハ、右未御用相済不申候
処、道甫心得違二而相下ゲ候。又々差上候様ニ申候間、右御書
物五拾冊一箇鑰共、今日道甫え相渡申候。張紙等其儘先例之通
張置申候。（尤、前条之通、道筑内々ニ而差上呉候様ニ申候ま、
如此候。不及伺、留帳へも右之趣書かへ置申候。——以上割書

【引用者注】

奥からの書物返却作業は、無論信遍のみが受け持ったわけではなかった。たまたま道甫が担当した「頓医抄」は、また奥で必要だったにもかかわらず道甫の心得違いで返却されてしまい、その後処理を信遍が任されたのだった。信遍が「内々ニ而差上呉候様ニ」と頼んだのは、道甫および道甫に指示を出した人物の失態を表に出したくなかったためかと推測する。

渋谷和泉守との一件は、八月八日条に記載がある。該当部分のみ以下に掲げる。

昨日下り候御書物之内、

御系図

臣軌

右二部者、去ル三日肥前守殿被仰渡候外二而御座候。依之、和泉守殿え昨日道筑御届ケ申、相済候間、明日肥前守殿え之御届ケ書二者御除キ可被成候。

八月三日に松平肥前守は書物の返却に際して信遍と連携するよう御書物方に指示を出した（八月三日条。「昨日」つまり八月七日に直接渋谷和泉守から返却された「御系図」「臣軌」の二点は肥前守からの指示とは関係ないことを御書物方ともども確認し、信遍から和泉守へ改めて受納の届を出すこととなったようである。

同じ側衆でありながら、松平肥前守と渋谷和泉守との間に十分な連絡調整が行われていなかったことが、信遍に余分の作業を強いる結果となった。渋谷和泉守に関しては、延享元年正月にも奥への書物差し上げに際しても問題が生じ、信遍が内々に手紙で御書物方に事情を説明するということがあった（拙稿「成島信遍年譜稿（十八）」延享元年正月二十五日項）。和泉守は、よくいえば筋を通す、悪くいえば頑ななところのある、扱いの難しい人物だったのではなかろうか。円満な信遍が和泉守の面子が立つように配慮したというところか。

○ 八月八日、「礼儀類典」等の書物返却に立ち会つ。

〔幕府書物方日記〕十八

先達而肥前守殿被仰渡候通、今日道筑致対談、左之御書物、請取之、改メ、東御蔵へ入置之。

元文三年五月二日上ル、

△礼儀類典 五百十五冊

二長持

九月七日下ル、

△内 図絵 三冊

右者、田安御殿二有之間、追而相下ケ可申之旨、道筑申聞候。則道筑より相渡候書付入置之候。

「礼儀類典」の一部をなす「図絵」は田安の御殿にあり、後日返却される予定であると信遍は川口頼母に伝えた。「九月七日下ル」は返却後の書き入れであり、確かに同日条の返却分に含まれる。次の条。

先達而肥前守殿より被仰渡候御書物・国絵図六箱、今日迄二下り相済候間、明日より御人召連罷出候二及不申候。尤、重而下り候御書物有之候ハ、其節案内可申之由、道筑申聞候。

六箱にも及ぶ大量の書物・国絵図の返却が終了したので、明日からは御書物方から人数を揃えて奥に向く必要はなく、また返却分が出た場合は改めて案内するという業務連絡の伝達である。

次の条。

右御書物・国絵図六箱、今日迄二下り候段書付、明日肥前守殿え差出候様こと、是又道筑申聞候。

これは、前条に続いて「御書物・国絵図六箱」の受納完了の報告を松平肥前守に提出するようにとの伝達である。

○ 八月十五日、伺いに及ばない「事文類聚」他についての張紙の情報を、深見新兵衛より受け取る。〔幕府書物方日記〕十八

不及伺之内、事文類聚・秘伝花鏡之儀、年久敷義故委細之訳奥二而相知兼候由二付、此方日記并張紙等之趣書付、事文類聚・花鏡之事二通、今日道筑へ相渡置候。

奥へ長らく差し上げたままとなっており、これ以上奥で必要とするのか否かについて何う必要のないとされる「事文類聚」「秘伝花鏡」について、「日記并張紙等」で知り得る貸し出しの経緯を深見新兵衛が書付としてまとめ、信遍が受け取ったということである。御書物方としても、一度きちんと精査して蔵書の管理に努める必要があったのであろう。

○ 九月一日、この日より西丸勤めとなる。

〔諸家譜〕・〔諸家系譜〕・〔略譜〕

「諸家系譜」に「延享二五年九月朔日、西丸御付被仰付旨」、〔略譜〕に「延享二年九月朔日、西丸勤」とそれぞれあって、「寛政重修諸家譜」卷二四八の「九月朔日より西城に候し」との記述を支える。この九月一日は、「有徳院殿御実紀」卷六二当日条に

九月朔日三家・群臣出仕す。この日溜詰、宿老、黒木書院にいでて、右大將殿御年もたけ給ふをもて、萬機の事どもゆづらせ給ひ、御所には西城に御隠退あり、右大將殿本城にうつらせ給ひ、やがて將軍宣下行はるれば、各心いれて右大將殿に奉仕あるべしとの旨を、三家并右衛門督宗武卿、刑部卿宗尹卿、をよび松平加賀守宗辰、また家門の輩にも伝ふ。

と記され、「幕府書物方日記」当日条に

今日惣出仕、有之、左之趣被仰渡候。右大將様段々御年比二被為成候間、御政務被為讓、右大將様御本丸え被為入候。京都え將軍宣下之儀も被仰遣候。不相替右大將様え御奉公相勤可申旨御意之由、井伊掃部頭・松平讃岐守・老中右京大夫・能登守列座、左近將監申渡之。

とあるように、幕府が公式に、全幕臣に対して、吉宗退隠と家重將軍就任を發表した日であった。吉宗が隠居して西丸に移れば、彼の側近たちも西丸勤務となる。実際の御殿移動は後に述べるように九月二十五日であり、將軍宣下も十一月二日に行われることとなるが、勤務の場の変更は九月一日付で成された。

○ 九月七日、渋谷和泉守より「文献通考」他を預かり、文庫に返却する。
〔幕府書物方日記〕 十八

和泉守殿より、御下ヶ被成候御書物有之ニ付罷出候様被仰下、罷出候所ニ、道筑より左之通請取申候。右、道筑より請取候段、石見守殿え御届申上候。

子十一月十五日上、

△文献通考 百四十冊ニ宮鑰二——以上割書【引用者注】

(後略)

石見守は側衆小笠原政登。

○ 九月十七日、小堀土佐守よりの指示で、書物の運搬に明長持を使用したい旨、小田切治大夫に伝える。〔幕府書物方日記〕 十八

当番御目付中より、只今耆人奥え廻り候様被申越候ニ付、早速罷出候処、成島道筑対談、小堀土州被申付候由。西丸え御移替ニ付、御書物はこび候御長持、御蔵ニ明長持有之候ハ、借用有之度由御座候。成程明長持有之候間、長持式ツ・箱釣台壹ツ御かし可申旨致返答候。左候ハ、近日取ニ遣し可申候ま、其段申達シ呉候様ニ道筑申候。則御長持・釣台共ニ改させ、棒共ニ西御蔵ニ差置候。

〔西丸え御移替〕の実務を担っていたらしい小堀の意向を受けて、

信遍は運搬用の長持や釣台を御書物方から借り出す交渉に当った。これまでの昵懇の間柄もあって、書物奉行小田切治大夫は貸し出しを約束した。

○ 九月十九日、深見新兵衛に長持借用の件を伝える。
〔幕府書物方日記〕 十八

今日道筑又被申間候ハ、礼儀類典之外長持二ツ借用可有之由、然バ長持式ツ・箱釣台一ツ・右類典之外長持二ツ、都合五ツ借用之筈ニ御座候。則西御蔵ニ類典之外長持も用意いたし差置候。八月八日項に登場した「礼儀類典」他の入る長持二つを作業用に借用したいとの申し出である。

○ 九月二十三日、長持借用。あわせて西丸へ移つた後に書物を返却する旨も伝える。
〔幕府書物方日記〕 十八

兼而道筑へ談置候御長持、弥借用致度由、取ニ差越候ニ付、此間相揃さし置候通、御長持四棹并箱釣台壹ツ、都合物数五ツ相渡し遣候。あの方御用済候ハ、返御可有之筈。此度下り候御書物類之義ハ、跡へ廻し、御引移已後二下り候筈ニ成候よし、道筑方より内意申来候事。

長持や箱釣台を借用するとともに、これまで奥に差し出されてい

た書物の実質的な返却が「御引移已後」となる見込みであることを、信遍は御書物方に伝えた。引越しに先立って返却する書物の整理を厳密に行えば余計な手間がかかるとの判断が奥にはあったのだろう。ともかくすべて西丸に運び込み、荷解きをしながら返却分を選び分けるという方法の選択は、現実的な対応といえる。

○ 九月二十五日、家重、西丸より本丸に移り、吉宗は西丸に退いて大御所を称する。この日の様子を「御とのうつり」(『全集』巻二)に記す。

まず、本文を掲げる。

御とのうつり

あが君御よをまつりごちおはしまして、すでに三そぢのはる秋をそへぬ。よつの海風しづかにして、御めぐみのなみよみにしけるを、ことし延享二年なが月廿五日、御とのうつりのこときこえて、御称号などかはらせ給ふ。かゝらん御ことなど、秋草の露おもひもかけざりしを、にはかのことにて侍りしかば、たれもくくはやおどろかれてむねつぶるゝになむ。

月のはじめよりうちくもよほされて、萬みそかにことそぎおこなはれけるも、もはら世のついへをおもほしをくにかありけん。いまとらせるほどは、かくてこそみよはあらめといひあ

へりし。そのあらましもたがひたるに、萬の御いそぎども、つとひたつまゝになすわざもいとゞくれまどひぬるほど、あしをそらにし、ころもをかへさまにき、うちとにもてさはぐ、いとらうがはし。

さいつころ、あやしきほしのひかりさして、はゝきのすがたなるをしきなみにみしや、この御ことをあめのうへにはしろしめし、人にしめさせ給ひけんを、さとかうがへぬるもなきや、おろかなる人のうへなるかし。

みよよ、の御さきも三とせを十とてよからぬことゞもの侍りしを、かねておもほしとりぬるにかありけん。まことにあめつちのことはりをもいたらぬくまなくとらせ給ふ御心の光さへ、いとありがたうこそ。

御さうさかへさせ給ひ、御むまごまでいますがりて、大納言と申までみくらゐす、ませ給ふほど、みつればかけぬるおほぞらの月に世のことはりをあきらかにみそなはしてや、ことしさくらさくいやおひの春に、とをつみおやの御法会とて、ほくゑ八講などもゆゝしくとりおこなはれ侍りしなるべし。いま、でめしまつはしつるみな御うつろひにしたがひまいらすべしとおほせある、あなかたじけなとけいす。それが中には、てをあぶればあつしといへるたぐひ、いきほひ世にかゝやけるかぎりなど、心のうちあづさゆみおしてはからばいかゝはあらん。あはれ、人のしもなる身こそいとうしろやすけれ。

されど三そぢあまり八とせがほど見なれし草木、立そひつるまきのみはしらまで、さすがなごりおほかるま、人しれず心にこめてものいひかはすならひなきを、

心なき草木が露もおもひをけ三そぢなれにし秋の名残をなど思へど、人のみぬほどにかいけつ。ひとりふたり心をあはせ身をわけたるが、もとのわたりにこうずるもあれば、みそかにさけす、めてこれよりやうとからんなどかこつ、ねもころなり。

をのがじ、わかる、袖を引とめてかくる情の露もわずれじなどさ、やく。

その日はつとめて出たつに、横雲棚きくもりたるを、心しるがもとに、

諸共にみなれしものを立わかれよそにへだてん峰の横雲

といへど、かへしはせでむせかへる、いとびんなし。こはいともかしこき御さかへをといふにも、三そぢがほどけぢかうつかへ奉りしとのを、しばしがほといさ、かのわたりもけうとききはにへだ、り奉らんは、いかにとかおもふ。しもなるしなはいともかしこし。されたわ^(つ)かりわたらせおはしまして、ほういやうのこのほかにもす、ませ給ふみありさまの、今はかさなるとし月にそへて、御うつろひすませ給ふなどきこゆる人のよのならひ、高いやしきをいはずいとかなしと、はなうちかむもいとことほりになむ。

かゝるおりにこそ、人のこゝろのうらうへもさやかにはしるけれ。萬のこと何くれとよいなからん、いとほいなし。

ゐてこしかたはみなれしとの、うちにも似ず、月日の影もいとけどをく、露しぐれふりぬるま、まつりの車の所せきさまにたちわづらひたるにかよひて、人々こゝろに思ふことのみぞおほかるべき。

むなぎにみてる御ふみどもあづかりて侍りしを、足をそらにて、ひとひふつかゝほどにとりよるふ。からびつやうのもの、にしにひがしにとりはお音耳かしましう、も、のたくみども打つどひ、ものうちきりとりつ。きつたてをかへ、みちをもうくるほど、さはがしきかぎりなるべし。よほろだつものは、よと、もにいもねず心ちわづらはしなどうめくあり。も、つあしあるむしは身をかふれどもたふれずと、ふるきふみには聞えしとや。

こたびかゝる時にあひて、よくはらにあちはへぬあめが下の草木もなびきふし、とりけだものもなつかぬはなき御うへにとりても、しもがしものなからましかば、かゝるときなでうことのゆくべき。上まして下をめぐませ給ひ、しもありてかみをあふぐより、かゝるにはかの御いそぎもつゆとゞこほるかたなきも、つあしのむしのことほり、ゆへなからんやはなど、かくれのかたに人のつぶやくをき、し。

おきなが身のむかし、三そぢあまり九とせのほど、このとこ

ろに侍りて、よつぎの御よにいま、でかくながらへぬる恵のつゆ身をうるほし、はるのうてなにのぼれるすくせま、ならぬにや。このとは山かたつきて、とをく望めば東の海はら雲につらなり、木だちものふり、松の風水の音もよろづよをしらべ、のこりの菊もちとせの色をふくみて、只ときはかきはにみそなはしおわしますらんことをのみ、かみほとけにもぬかづき奉る。いゑ路には秋のすゑつかたむしのこゑかごとがましく、かきねのまくず風吹めり。

秋の色のかなべてうつろふ時つ風なに、真葛の独うらむるともすれば、折にふれつ、かくはかなきふしどものまじりて聞ゆる、わか、らぬ身のならひなるべし。

延享乙丑の秋九月

この一巻を兵部少輔邦よりの朝臣にみせてけるつるでに、

君ならでたれ汲しらんおもふことかきながしつる水茎のあと

、いへば、返しこと書あり。

水茎は汲しらねどもあまの子のみるめのまへにかはる世ぞうき

吉宗の隠退と家重の継承を象徴する御殿移りの行事を、事実の記録としてよりも、直面した幕臣の感懐の表白として記した文章である。文中二ヶ所の（ママ）は、それぞれ「いとま」「たばかり」と

あるべきを誤ると見て施した。また、信遍が本丸で過ごした年月を自ら記すところ、「三そぢあまり八とせがほど見なれし草木」、「おきなが身のむかし、三そぢあまり九とせのほど、このところに侍りて」と、互いに齟齬する記述も見出されて、正確さの点では疑問を差し挟む余地が残される。

なお、「御とのうつり」の「一巻」を見せ、和歌の贈答を行った「兵部少輔邦よりの朝臣」とは、大森兵部少輔邦頼を指す。「寛政重修諸家譜」巻六九八の記載に拠れば、邦頼は享保十七年十二月二十八日御小納戸、同十八年二月二十六日御小性、元文元年十二月十六日に従五位下兵部少輔叙任、寛延三年十月十八日には定火消に転じ、宝暦七年二月朔日に四十五歳で没することとなる。享保十八年以來小性を務めていたから、信遍とは奥で多くの接点を有したものと思われる。「有徳院殿親筆の御画一枚」を所有していたともあるから、吉宗の信任を得ていたのだろう。「御とのうつり」に籠められた信遍の思いを共有できる人物だからこそ、第一の読者に選ばれたと見おきたい。

（未完）

〔補記〕 本稿は、令和元年度科学研究費補助金基盤研究（C）「成島信遍研究―幕臣文人の事績を通して見る近世中期江戸文壇の特徴―」による研究成果の一部である。

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (19)

Keiichi KUBOTA

In my previous paper, I had serially recorded Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1745. This paper presents a detailed account of the articles provided to him at the end of 1745.

In the summer of 1745, Nobuyuki composed a *Shinpo-ou-iso-no-jo*, a foreword to Sakakura Kurouji's wake left by the deceased.

On July 7, it was officially announced that Tokugawa Yoshimune, the eighth shogun of the Tokugawa shogunate, would retire soon. On September 25, Yoshimune was transferred from Honmaru to Nishi-no-maru. During this time, Nobuyuki composed an *Ari-no-susabi* and an *Otono-utsuri*, and infused them with sentiments.

In addition, he performed his usual responsibilities as a mediator between the dignitaries in Tokugawa Yoshimune's shogunate and the librarians of Momijiyama Library.

